

# 千葉市立青葉病院地下水浄化設備整備・運営維持管理 公募型プロポーザル募集要項

## 1 目的

千葉市立青葉病院は地域災害拠点病院に指定されており、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院と位置付けられている。災害時に断水した場合、復旧までに多くの時間がかかり、病院機能を確実に維持することが困難なことが想定されることから、新設する井戸より汲み上げた地下水を浄化設備により水道法に定める水質基準に適合するよう浄化した水（以下、「浄化水」という。）を利用することにより、災害時に病院機能を確実に維持することを目的とする。

## 2 事業名称

千葉市立青葉病院地下水浄化設備整備・運営維持管理

## 3 事業内容

本事業の受注者は、井戸の新設、地下水浄化設備の整備、保守点検、修繕及び運用等に係る全ての経費を負担し、当市は、当該経費が反映された使用料を、使用水量に応じて受注者へ支払う。

## 4 事業場所

千葉県千葉市中央区青葉町1273番地2 千葉市立青葉病院

## 5 事業期間

令和2年4月1日から令和17年3月31日までの15年間

## 6 選定方法

公募型プロポーザルにより、提案内容を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者（受注候補者）として選定する。

## 7 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 平成30・31年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - イ 当該事業の提案書提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていないもの
  - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
  - オ 千葉県物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を提案書の提出日から契約の締結日までの間に受けている者
  - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
  - キ 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
  - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
  - ケ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (3) 平成26年度から平成30年度までに日本国内の300床以上の病院における地下水浄化設備整備・運営維持管理（専用水道として運用し、保守管理を継続的に実施しているもの）の元請けとして事業を履行した実績を有する者

## 8 参加資格確認申請

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加資格確認申請を行うこと。

- (1) 提出書類
  - ア 参加資格確認申請書（申請書様式1）
  - イ 履行実績を証明する契約書の写し
  - ウ 誓約書（申請書様式2-1及び申請書様式2-2）
  - エ 市税完納及び特別徴収に関する証明書（市内に本店又は営業所を有する場合）
  - オ 国税、都道府県税及び市区町村税の納税証明書（上記（エ）の提出がない場合）
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出方法 千葉市立青葉病院事務局へ持参（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）又は郵送（配達証明付き書留郵便）。
- (4) 提出期限 令和2年2月14日（金）午後5時まで
- (5) 参加資格確認結果の通知  
令和2年2月21日（金）までに参加資格確認結果通知書を送付する。

## 9 現地説明会

- (1) 実施  
参加資格確認結果が「可」であり希望する者に対し現地説明会を実施する。

(2) 実施方法

希望者は末葉の担当事務部門および連絡先へ電話で連絡し調整の上実施する。

(3) 実施期間

令和2年2月25日(月)又は2月26日(火)

午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までのうち1時間程度

## 10 質問書の提出と回答方法

「千葉市立青葉病院地下水浄化設備整備・運営維持管理公募型プロポーザル募集要項(以下、「募集要項」という。)」および「千葉市立青葉病院地下水浄化設備整備・運営維持管理公募型プロポーザル仕様書(以下、「仕様書」という。)」の内容について不明な点がある者は、次のとおり質問書を作成して電子メールにて提出し、電話にて必ず到着確認をすること。

(1) 受付期間 令和2年2月6日(木)から令和2年2月14日(金)午後5時まで

(2) 質問様式 「質問書(申請書様式3)」に質問を記入のうえ、電子メールにて提出すること。

(3) 回答方法 令和2年2月21日(金)までに参加者全員に電子メールにて回答する。

## 11 提案書の提出

参加者は、次のとおり「千葉市立青葉病院地下水浄化設備整備・運営維持管理公募型プロポーザル提案書作成要領(以下、「提案書作成要領」という。)」に基づいて作成した提案書を提出すること。

(1) 提出書類 「提案書作成要領」に規定する。

(2) 提出部数 10部(正本:1部、副本:9部〔複写可〕)

正本の電子データをCD-R等に保存したものを1部提出すること。

(3) 提出方法 千葉市立青葉病院事務局へ持参(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)又は郵送(配達証明付き書留郵便)。

(4) 提出期限 令和2年2月28日(金)午後5時必着

(5) その他

ア 提案書の内容に関し、確認又は説明を求められた場合は、それに応じること。また、提出された書類以外に選考に必要な書類の提出を求められた場合は、それに応じること。

イ 提案書の作成などプレゼンテーションへの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

ウ 提出された書類は、選考を行うために必要な範囲内において複製を作成することがある。

エ 提出された書類は返却しない。また、千葉市情報公開条例等に基づき公開する場合がある。

## 12 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

参加者は、次のとおり提案書の内容のプレゼンテーションを実施し、それに対しヒアリングを実施する。

(1) 開催日 令和2年3月6日(金)(予備日3月9日(月))

※開始時間は、プレゼンテーション参加者数確定後に連絡する。

(2) 開催場所 千葉市立青葉病院2階講堂(ホールあおば)

(3) 出席者 4名以内

(4) 実施方法

ア プレゼンテーションは、提出した提案書に基づき実施することとするが、プロジェクターの使用も可とする。プロジェクターは本市で用意するが、パソコン等その他プレゼンテーションに必要な物は持参すること。

イ プレゼンテーション実施後、ヒアリングを行う。プレゼンテーション時間は10分以内とし、ヒアリングを含め参加者1者あたり20分を持ち時間(予定)とする。

※正式な時間は、プレゼンテーション参加者数確定後に連絡する。

(5) 審査

審査は、千葉市立青葉病院地下水浄化設備整備・運営維持管理公募型プロポーザル審査委員会が行う。

## 13 優先交渉権者(受注候補者)の選定

(1) 選定方法

提案書及びプレゼンテーション等を総合的に審査し、最も得点の高かったものを優先交渉権者(受注候補者)とし、次に得点の高かったものを次点優先交渉権者とする。

(2) 審査結果の通知

選考結果は、参加者全員に対し令和2年3月13日(金)までに通知する。

## 14 選定後の契約手続き

(1) 本市と優先交渉権者は、提案内容等について協議したのち、提案・協議内容を加えた仕様書を作成し見積徴収を経て事業契約を締結する。

(2) 前号の手続きが不成立の場合は、順次、次点優先交渉権者以下と協議等を行い、事業契約を締結する。

## 15 使用料金等

(1) 使用料金の算定

浄化水 1 m<sup>3</sup>あたりの使用料単価を定め、その単価に当該月の浄化水供給量を乗じた金額を支払うものとする。なお、小数点以下の端数については切捨てるものとする。使用料単価には、新設井戸の調査、地下水浄化設備整備、運営維持管理、光熱水費及びその他本事業に要する費用のすべてを反映させること。

(2) 行政財産（地方公営企業の用に供するもの）使用許可について

地下水浄化設備は、千葉市立青葉病院の敷地内に設置するものとする。受注者は当市に対し、地下水浄化設備の設置に伴う行政財産（地方公営企業の用に供するもの）使用許可申請を行い、当市の使用許可を得るものとする。また、当市が定める使用料を定められた期日までに支払うものとする。

(3) 光熱水費

地下水浄化設備の運営維持管理に必要な経費（電気料金、下水道料金および通信料金等、以下「光熱水費等」という。）は受注者の負担とする。また、光熱水費等は定められた期日までに支払うものとする。

## 16 井戸試掘・供給量・水質の確認

(1) 井戸試掘について

事前調査および試掘段階で地下水浄化設備の導入が不可能と判断された場合は、埋め戻しを含めて原状復帰すること。その費用は全て受注者が負担するものとする。

(2) 供給量および水質について

ア 浄化水供給量が、3ヶ月間仕様書に示す基準を満たさない場合、受注者は直ちに改善策を講じ、当市に確認のうえ実施すること。なお、この後3ヶ月間を経過しても回復が見込まれない場合、当院は受注者との契約を解除することができるものとする。また、契約を解除する場合、受注者は原状復帰を行い、その費用は全て受注者が負担するものとする。

イ 浄化水水質が、仕様書に示す基準を満たさない場合、受注者は直ちに改善策を講じ、当市に確認のうえ実施すること。なお、この後3ヶ月間を経過しても回復が見込まれない場合、当市は受注者との契約を解除することができるものとする。また、契約を解除する場合、受注者は原状復帰を行い、その費用は全て受注者が負担するものとする。

## 17 その他

- (1) 参加者が1者であっても評価を行う。ただし、優先交渉権者として適当でないと認められる場合は、優先交渉権者を選定しないことがある。
- (2) 本プロポーザル手続きに係る一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等の書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 本プロポーザル手続きにおいて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

- (5) 次のいずれかの事項に該当した場合は、提案を無効又は失格とする。
- ア 提出期限を過ぎて参加資格確認申請書及び提案書等が提出された場合
  - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ウ 提出書類に重大な誤脱があった場合
  - エ 審査の公平を害する行為があった場合
  - オ その他、提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権および商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている設備等を使用することにより生じた責任は、原則として参加者が負うこととする。
- (7) 本プロポーザル手続きに関して、追加すべき情報があった場合には、本市ホームページに掲載するものとする。
- (8) 参加資格確認申請書提出後に辞退する場合は、「提案辞退届」を提出すること。

担当部門及び連絡先

担当部門：千葉市病院局 市立青葉病院 事務局 管理班

住 所：〒260-0852 千葉市中央区青葉町1273番地2  
千葉市立青葉病院

電 話：043-227-1131

E-mail：aobabyoin.AMH@city.chiba.lg.jp

〈参考資料〉

1 プロポーザル日程（予定）

- |                  |                                     |
|------------------|-------------------------------------|
| (1) 募集要項公表       | 令和2年2月6日（木）                         |
| (2) 参加資格確認申請受付   | 令和2年2月6日（木）午前9時から令和2年2月14日（金）午後5時まで |
| (3) 質問書の受付       | 令和2年2月6日（木）午前9時から令和2年2月14日（金）午後5時まで |
| (4) 参加資格確認結果通知   | 令和2年2月21日（金）まで                      |
| (5) 質問書への回答      | 令和2年2月21日（金）まで                      |
| (6) 提案書の締切       | 令和2年2月28日（金）午後5時まで                  |
| (7) プレゼンテーションの実施 | 令和2年3月6日（金）（予備日3月9日（月））             |
| (8) 選考結果通知       | 令和2年3月13日（金）まで                      |
| (9) 契約手続き        | 令和2年3月下旬                            |

2 審査基準

次表の審査項目について審査を行う。参加者は、以下の審査項目等を網羅した内容でプレゼンテーションに挑むこと。

表 審査項目等

|   | 審査項目            | 審査要点  | 点数 |
|---|-----------------|---|----|
| 1 | 事業体制等           | 事業者の事業規模、事業内容及び事業実績は、十分な履行能力があることを示しているか。   | 8  |
| 2 | 地下水浄化設備の構造及び材質等 | 地下水浄化設備の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有しているか。                                      | 5  |
|   |                 | 地下水浄化設備の耐震性は、災害時の「被害発生の抑制」と「影響の最小化」の2つの観点から効果的な提案がなされているか。                            | 5  |
|   |                 | 経済的・合理的な地下水浄化設備（新設井戸掘削含む）の設置及び配管の敷設が提案されているか。また、病院施設および病院運営に過度な影響を及ぼさない施工方法が提案されているか。 | 5  |
| 3 | 地下水浄化設備の制御及び監視等 | 地下水浄化設備は、規模及び特性に応じて、流量、水圧、水位、水質その他の運転状態を監視し、制御するための必要な設備が提案されているか。                    | 7  |
| 4 | 浄化処理方式および浄化水の水質 | 水道法に定める水質基準に適合するよう浄化した水が安定的に供給できるよう提案されているか。  | 7  |
| 5 | 運営維持管理          | 維持管理は予防保全を基本として法定点検等を確実にを行うよう提案がされているか、また、故障時   | 7  |

|    |      |  |     |
|----|------|--|-----|
|    |      | は即時に対応できる体制が整備されているか。                      |     |
| 6  | 災害対応 | 災害時に迅速に対応し、かつ安定的に安全な水を供給できる事業体制が提案されているか。  | 7   |
|    |      | 停電時にも地下水浄化設備が確実に運用できる具体的な提案がされているか。        | 7   |
| 7  | 経済性  | 地下水浄化設備整備・運営維持管理のコストを継続的に縮減する取組みが提案されているか。 | 7   |
|    |      | 提案単価は十分な費用対効果が提案されているか。                    | 10  |
| 8  | その他  | 病院運営及び地域住民等に影響が出ないよう防音対策及び振動対策が提案されているか。   | 5   |
|    |      | 万一の事故に備えた十分な補償等が提案されているか。                  | 5   |
|    |      | 地下水浄化設備の運用開始にあたり、合理的かつ具体的なスケジュールが提案されているか。 | 5   |
|    |      | その他、事業に関する有用な提案など。                         | 10  |
| 合計 |      |  | 100 |